

流山市子ども・子育て会議
市民委員募集要項

市は、流山市子ども・子育て会議委員として市民等を次のとおり公募します。

1 公募する委員の役割

流山市附属機関に関する条例に基づき、本市のこども・子育てに関する主要な施策に関し必要な調査及び審議をしていただきます。

2 募集内容

(1) 募集期間 令和7年4月11日～令和7年5月2日

(2) 応募資格

ア 個人（以下、(ア)(イ)の両方に該当し、かつ、(ウ)(エ)のいずれかに該当する者）

(ア) 本市に住所を有する者

(イ) 令和7年4月1日現在で、年齢が18歳以上の者

(ウ) 子育て当事者（現に18歳未満のこどもを養育・監護している方）

(エ) 子育て支援に携わる者

イ 団体

(ア) 市内で子育て支援に関する活動を行うことを目的としている団体に属している方

(3) 募集人員 7名

(4) 委嘱期間（任期） 令和7年6月1日～令和9年5月31日

(5) 報酬 会議の出席1日につき7,200円（会議の開催は不定期です。）

(6) 応募方法

ア 応募用紙は、別紙のとおりです。

なお、応募用紙は、市ホームページからのダウンロードができるほか、市役所子ども家庭課で配布します。

イ 提出は、郵送又は持参するか、Eメールでも受け付けします。

ウ 団体の応募に当たっては、以下の必要書類を提出して頂きます。

(ア) 団体の概要及び活動実績を確認することができる資料

エ 送料などの応募に当たっての費用は、応募者の負担とします。

オ 応募書類は返却しません。

3 選考の基本事項

選考は、書類審査及び面接審査とします。

4 選考方法

(1) 書類審査

(2) 面接審査

次に掲げる者が審査委員となります。

ア 子ども家庭部長

イ 子ども家庭課長

ウ 保育課長

エ 子ども政策室長

(3) 市長は、委嘱に当たっては、前号の審査結果を尊重します。

5 公表

審査による選考結果は、委嘱後において、委嘱した者について氏名（公募の市民等であること及び任期を含む。）を、他の委員と合わせて公表します。

6 その他

審査結果に係る各応募者の審査内容については、いかなる場合も公表しません。